

江別市宅地開発技術基準

制定	昭和48年3月26日	48計第31号	市長決裁	昭和48年4月1日施行
改正	昭和51年3月15日	50計第438号	市長決裁	昭和51年4月1日施行
改正	昭和57年1月22日	56開指第328号	市長決裁	昭和57年2月1日施行
改正	平成8年3月11日	7治開第365号	建設部長決裁	平成8年4月1日施行
改正	平成16年3月26日	15区画第259号	建設部長決裁	平成16年4月1日施行
改正	平成17年5月20日	17区指第1008号	建設部長決裁	平成17年5月20日施行
改正	平成22年3月26日	21区指第1087号	建設部長決裁	平成22年4月1日施行
改正	平成25年3月25日	24区指第84号	建設部長決裁	平成25年4月1日施行
改正	平成27年3月26日	26区指第74号	建設部長決裁	平成27年4月1日施行
改正	平成30年3月30日	29開指第60号	建設部長決裁	平成30年4月1日施行
改正	令和4年3月31日	3開指第82号	建設部長決裁	令和4年4月1日施行
改正	令和5年3月31日	4開指第61号	建設部長決裁	令和5年4月1日施行
改正	令和6年3月26日	5開指第65号	建設部長決裁	令和6年4月1日施行
改正	令和7年3月27日	6開指第51号	建設部長決裁	令和7年4月1日施行

江別市宅地開発技術基準

(目次)

ページ

第1 宅地	
1 街区及び画地の規模	1
2 造成	1
3 その他	2
第2 法面保護	
1 設置基準	2
2 排水施設	2
3 擁壁の構造	2
4 擁壁の設計基準	3
第3 道路	
1 配置計画	4
2 道路の構造	4
3 その他	6
第4 公園、緑地等	
1 配置計画	7
2 構造	7
第5 河川及び排水路	
1 河川	8
2 排水路	8
第6 下水道	
1 設計基準	9
第7 消防水利	
1 設置基準	11
第8 水道	11
第9 防犯灯	
1 設置基準	11
標準図	12

江別市宅地開発技術基準

この基準は、本市における開発事業に関する設計の基準、宅地及び公共・公益施設の整備基準その他必要な事項を定めるものとする。

第1 宅地

1 街区及び画地の規模

- (1) 街区の標準規模は、短辺30mから50m、長辺80mから120mとする。
- (2) 画地の規模は、原則として200㎡以上とする。
- (3) 戸建住宅の画地規模がやむを得ず200㎡に満たないものがある場合は、開発区域内全体の戸建住宅1画地あたりの平均値を200㎡以上とすること。
- (4) 集合住宅及び業務施設の建築等の用に供する目的で行う開発事業における画地の規模は、住戸数、業務内容に見合った駐車スペース、堆雪スペース等を十分に確保できる規模とすること。

2 造成

- (1) 一戸建て住宅地等の宅地は、前面道路より高く造成することを標準とする。
- (2) 集合住宅及び業務施設の建築等の用に供する目的とする宅地の排水施設は、溢水等の被害が生じないような構造及び能力となるよう計画すること。
- (3) 開発区域内の地盤が軟弱な場合は、土の置き換え、水抜きその他必要な措置を講ずること。
- (4) 盛土施工に当たっては、30cm以下の厚さで層状転圧を行い、必要に応じて地滑り抑止杭等の措置を講ずること。
- (5) 傾斜地において盛土をする場合は、盛土の滑落防止のため、段切り等の措置を講ずること。
- (6) 滑動崩落防止対策
 - ① 造成する盛土の規模が次に該当する場合は、盛土全体の安定計算を行うこととする。
 - ア 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土をする土地の面積が3,000㎡以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。
 - イ 腹付け型大規模盛土造成地
盛土をする前の地盤面が水平面に対し、20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上となるもの。
 - ② 安定計算
谷埋め型大規模盛土造成地については、二次元の分割法、腹付け型大規模盛土造成地については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。（「宅地防災マニュアルの解説」を参照してください。）
 - ③ 最小安全率
最小安全率は、常時で1.5、地震時で1.0とする。
大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25(標準設計震度)に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じた数値とする。
 - ④ 滑動崩落防止工
滑動崩落防止対策工の選定にあたっては、土質、気候条件、対策工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性、施工性に配慮すること。

3 その他

- (1) 造成する宅地は、原則として4m以上接道させること。なお、道路屈曲部外側に位置する宅地については、積雪期の円滑な出入りを考慮すること。
- (2) 一戸建て住宅地造成のための開発事業において、幹線道路に面する宅地の出入口は、原則として区画道路とすること。
- (3) 境界標について、街区境界点である道路の屈折点には道路用地境界標(図1-1)を道路用地内に埋設し、その他の画地境界には境界石標(図1-2)を埋設すること。

第2 法面保護

1 設置基準

切土、盛土により道路と宅地及び隣接地との高低差が1m以上となる場合、原則として擁壁を設置すること。

また、1m未満の高低差がある場合は、擁壁の設置若しくは1割以上の法勾配とし張芝等で法面を保護し、隣接地への土砂流出を防ぐものとする。

2 排水施設

浸水等による法面の崩壊防止として、次のような場合は、法面排水施設を設けること。
なお、排水施設は、その排除すべき地表水等を放流先まで支障なく排水できるものであること。

- (1) 法面上部に自然斜面が続いているなど表面水が流下する箇所
- (2) 法高が5m以上となる場合の小段部分(小段の幅は1.5m程度とする)
- (3) 切土した場合の湧水箇所又は湧水の恐れのある箇所
- (4) 盛土する土地に地表水が集中する流路又は湧水箇所
- (5) その他、地表水を速やかに排除しなければならない箇所

3 擁壁の構造

擁壁の構造、構造計算等については、都市計画法施行規則第27条の規定のほか下記によること。

(1) 鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート擁壁

ア 構造計算に当たっては、土質試験によって得られた数値、実状に応じて計算された数値又は下表の数値を用いること。

土 質	単位体積重量	土圧係数	摩擦係数
砂利又は砂	18kN/m ³	0.35	0.5
砂質土	17kN/m ³	0.40	0.4
シルト、粘土又はそれらを多く含む土	16kN/m ³	0.50	0.3

イ 国土交通省制定の「土木構造物標準設計」により設置する擁壁又は宅地造成等規制法施行令第14条に基づき国土交通大臣が認定した擁壁については、構造計算の必要がないものとする。

(2) 練積み造擁壁

ア 構造は、下表及び図2-1による。

土質		擁壁					
		勾配	高さ (m)	下端の厚 (cm)	上端の厚 (cm)	控え長 (cm)	根入 (cm)
第一種	岩、砂利又は砂利まじり砂	75°～70° (2分7厘～3分6厘)	2以下 2～3	40以上 50 //	40以上 //	30以上 //	35 45
		70°～65° (3分6厘～4分7厘)	2以下 2～3 3～4	40 // 45 // 50 //	// // //	// // //	35 45 60
		65°以下 (4分7厘以下)	3以下 3～4 4～5	40 // 45 // 60 //	// // //	// // //	45 60 75
第二種	火山灰、硬質粘土その他これらに類するもの	75°～70°	2以下 2～3	50 // 70 //	40以上	30以上 //	35 45
		70°～65°	2以下 2～3 3～4	45 // 60 // 75 //	// // //	// // //	35 45 60
		65°以下	2以下 2～3 3～4 4～5	40 // 50 // 65 // 80 //	// // // //	// // // //	35 45 60 75
第三種	その他の土質	75°～70°	2以下 2～3	85 // 90 //	70以上 //	30以上 //	45 60
		70°～65°	2以下 2～3 3～4	75 // 85 // 105 //	// // //	// // //	45 60 80
		65°以下	2以下 2～3 3～4 4～5	70 // 80 // 95 // 120 //	// // // //	// // // //	45 60 80 100

イ 組積材の控え長は30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面には透水性、安定性が高い材料(栗石、砂利等)で有効に裏込めすること。なお、裏込めの厚さは下表のとおり。

盛土・切土の別	上端厚	下端厚
切土法面	30cm以上	30cm以上
盛土法面	30cm以上	60cm若しくは擁壁高の20/100のいずれか大きい値以上

ウ 埋戻し土は擁壁の安定性の向上を図るため、良質な土、砂利等で埋め戻すこと。

(3) 特殊擁壁

特殊な擁壁を使用する場合には、原則として国土交通大臣の認定を受けていること。

4 擁壁の設計基準

(1) 擁壁の排水

擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡あたりに1箇所以上、内径75mm以上の水抜き穴を設け、水抜き穴の周辺その他必要な個所に栗石・砂利等の透水層を設けるものとする。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあってはこの限りでない。なお、水抜き穴の配置に当たっては、擁壁下部に多く設けたり、千鳥に配置するなど考慮すること。

(2) 伸縮目地

擁壁の施工延長が長く連続する場合は、重力式では10m以下、片持ち梁式及び控え壁式の場合は15m～20mの間隔で伸縮目地を設けること。

また、宅地境界、地盤条件、擁壁の高さ、擁壁の構造工法が異なる箇所にも伸縮目地を設け、基礎部分まで切断すること。

(3) 隅角部の補強

擁壁の屈曲部は、隅角を挟む二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること。二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さが3m以下の場合は50cm、3mを超える場合は60cmとすること。なお、伸縮目地の位置は、補強部が2mを超え擁壁の高さ程度とすること。

(4) その他

その他、上記基準にないものについては、宅地防災マニュアル、道路土工要綱、擁壁工指針(日本道路協会)を参考とするほか、開発指導課と協議すること。

第3 道路

1 配置計画

- (1) 道路配置は、都市計画道路の計画及び市道計画と整合を図るとともに、開発区域周辺の道路状況、地理的条件、建築条件、交通条件等を考慮し計画すること。
- (2) 道路の平面交差は、直角を原則とし、やむを得ない場合でも60度以下の鋭角は避け、通過交通を防ぐため丁字路を適切に設けること。
- (3) 区画道路の配置は、通過交通の流入を防ぐために幹線道路との交差はできるだけ少なくすること。
- (4) 道路配置は、原則として500mメッシュに幅員18m以上、200mメッシュに幅員12m以上の道路を、その他を幅員8m以上にすること。

2 道路の構造

(1) 幅員構成

ア 道路の幅員構成は、原則として下記及び図3-1による。

幅員構成 (単位 m)

道路幅員(W)	車道幅員(A)	歩道幅員(B)	備考
8.000	5.500	1.250	(施設帯)
10.000	6.000	2.000	(施設帯)
12.000	7.000	2.500	
18.000	9.000	4.500	(植樹帯あり)

イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発区域にあつては、幅員8m以上とし、住宅以外の建築の用に供する目的で行う開発区域にあつては、原則として幅員10m以上とする。

(2) 舗装

ア 開発区域内の舗装断面は、図3-2による。

イ 開発区域内の地盤が軟弱である場合の対策工法は、道路管理者と別途協議すること。

(3) 縦断勾配

ア 道路の縦断勾配は下表を原則とし、道路管理者と協議の上、定めるものとする。

望ましい値	最大値	最小値
4%以下	6%	0.3~ 0.5%

イ 地形等によりやむを得ない場合で、縦断勾配が4%以上となる場合は、交通の安全を確保するため、その道路構造などについて道路管理者と協議を行うこと。

ウ 交差点の前後及び取り付け部は、図3-3による。

(4) 縦断曲線

車道の縦断勾配が変移する箇所には縦断曲線を設けるものとする。

なお、縦断曲線の長さは幅員12m以上の道路においては40m以上とし、幅員12m未満の道路においては20m以上とする。

(5) 横断勾配

道路には、横断勾配を設けるものとし、車道、歩道とも2%を標準とする。

(6) 排水施設

ア 雨水柵は、原則として幅員12m未満の道路においては開発Ⅱ型A、幅員12m以上の道路においては開発Ⅱ型Bとし、取付管の管上から車道路床までの土被りを10cm以上確保すること。

なお、柵底部には深さ15cm以上の泥溜を設け、設置間隔は20mを標準とし、交差点等における雨水柵は曲線部を外して設置すること。

イ 雨水柵蓋を設置する際には、嵩上げ蓋を設けること。

ウ 幅員8mのL字形道路の屈曲部は巻き込みとし、雨水柵の設置は図3-4による。

エ 排水施設の断面決定に当たっては、20%程度の余裕を見込むこと。

オ 車道路床の両側に図3-5の路床排水を設けること。

カ 勾配変化などで、滞水のおそれがある箇所は、その対策について道路管理者と別途協議すること。

キ 市場における資材普及状況により標準材料を使用できない場合は、道路管理者と別途協議すること。

(7) 交通管理施設

道路交通の円滑化を図り、あわせて交通の安全と事故の防止のため、幅員10m以上の車道の中心には、区画線標示をすること。

(8) 防護施設

道路の盛高が2m以上かつ法面の場合は歩道部と法面の間に保護路肩を設け、擁壁の場合は歩行者等の転落を防止するため、転落防止柵を設置すること。

なお、転落防止柵の設置については、防護柵の設置基準・同解説(日本道路協会)による。

(9) 縁石

歩車道境界縁石・舗装止縁石の標準断面は、図3-6による。

(10) 街路樹

ア 道路の歩道幅員が3.5m以上の場合は、植樹帯を設け街路樹を植栽すること。植樹帯の設置は、図3-7による。

イ 街路樹は、目通り径5cm以上、高さ3.5m以上の樹木を道路の交差点から10m以内を避け、図3-8のとおり植樹すること。

ウ 街路樹は、生育力が強く、葉は形態、色彩とも美しく枝葉が密生する樹木を選定すること。

エ 植栽間隔は、8mを標準とする。

オ 樹種については、道路管理者と協議すること。

(11) 街路灯

ア 開発区域内の幅員12m以上の道路に設置する街路灯は、次に掲げる事項及び道路管理者との協議に基づくものとする。

(ア) 街路灯は、柱を直線形鋼管ポールとし、灯具をLED照明(高圧水銀灯250W相当以上)とする。ただし、車両交通量及び道路状況等に応じて他の種類を設置することができる。

(イ) 街路灯をデザイン灯とする場合、前項に準拠し、灯具、ポール等は普及品又は既製品を使用することとし、特注品を使用するときも路線毎に規格を統一する。

イ 開発区域外の既存道路に接続する道路を新設する場合、交差点の道路照明の有無について、道路管理者と協議すること。

ウ その他、道路照明施設設置基準(日本道路協会)を適宜用いること。

(12) 道路の隅切り

道路の交差部、屈折部には、下記により隅切りを設けること。

隅切り長(単位:m)

交差 道路幅員	20m以上			15m以上			12m以上			10m以上			8m以上		
	120°	90°	60°	120°	90°	60°	120°	90°	60°	120°	90°	60°	120°	90°	60°
20m 以上	8	10	12	6	8	10	5	6	8	4	5	6	4	5	6
15m 以上	6	8	10	6	8	10	5	6	8	4	5	6	4	5	6
12m 以上	5	6	8	5	6	8	5	6	8	4	5	6	4	5	6
10m 以上	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6
8m 以上	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6

※ 都市計画道路の交差部の隅切り長は、道路構造令によるため、別途指定する。

3 その他

(1) 接続道路

開発区域外の道路を接続路とする場合は、原則として公道に連絡し、かつ幅員8m以上を確保し、当該接続道路については、図3-2により整備すること。

(2) 開発区域が接する既存道路

開発区域が接する既存道路幅員が8m未満の場合、次に掲げる事項を考慮し、確保すべき道路幅員について道路管理者と協議すること。

ア 開発行為により、既存道路の交通量が増加することが予想される場合。

イ 多雪地域であることから、冬期間における除排雪などの維持管理への支障があると予想される場合。

(3) 行き止まり道路

ア 行き止まり道路は認めない。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路、当該道路の延長が予定されている場合で回転広場(直径13m以上の円)が設けられている道路は、この限りではない。

イ 道路は、階段状であってはならない。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路は、この限りではない。

(4) 道路の構造の技術的基準

この基準にないものについては、道路構造令、江別市道路の構造の技術的基準を定める条例及び道路事業設計要領(北海道建設部土木局道路課監修)を参照のこと。

(5) 道路工事の施工

道路工事の施工及び使用材料・工事写真等については、北海道建設部土木工事共通仕様書に準拠すること。

(6) 建柱位置について

電気事業者(送配電事業者を含む。)、通信事業者などの電柱等は、道路敷地内にて隅切部を外して設置することを原則とする。ただし、その位置は、植樹帯がある道路は植樹帯に、植樹帯がない道路は道路敷地境界の画地境界付近に設置することを原則とする。

(7) その他

その他、この基準に定めのないものについては、道路管理者と協議し決定すること。

第4 公園、緑地等

1 配置計画

(1) 公園、緑地は次に掲げる事項を勘案し、環境の保全上、災害の防止上又は住民の生活環境の向上を図るよう適当に配置されていること。

- ア 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
- イ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
- ウ 予定建築物等の規模及び配置

(2) 公園を有効に利用するため、周囲2辺以上が道路に面するよう配置されていること。ただし、交通量の多い道路には面していないこと。

2 構造

(1) 敷地の形状

公園の敷地は、有効な利用上、整形に近いものとし著しく狭長、屈曲及び急斜面のないようにすること。

(2) 公園の出入口

- ア 公園には、出入口を2箇所以上設けること。
- イ 出入口は、道路の交差点から5m以上離し、脱着式の車止めを設けること。

(3) 公園の外柵

- ア 公園の外周には、脱着式の外柵を設置すること。
- イ 外柵は、原則として木製の外柵を使用すること。

(4) 公園の施設

- ア 公園の遊戯、修景、休養及び管理施設を設置する場合は、安全、利便、保安性を考慮し、設置後の運営管理にも支障のないよう配置するものとする。
- イ 公園の施設は、原則として下記によるものとするが、市が定める施設(特定公園施設等)については、公園管理者と別途協議すること。

公園施設

公園面積(m ²)	公園施設
500~1,000	園名板、照明灯、ベンチ4基、砂場、ブランコ、スベリ台、低鉄棒
1,000~1,500	園名板、照明灯2基、ベンチ6基、砂場、ブランコ、スベリ台、鉄棒
1,500~2,000	園名板、照明灯3基、ベンチ8基、砂場、ブランコ、スベリ台、鉄棒、シーソー、水呑場
2,000~2,500	園名板、照明灯4基、ベンチ10基、砂場、ブランコ、スベリ台、鉄棒、シーソー、水呑場、ジャングルジム
2,500以上	園名板、照明灯4基、ベンチ10基、砂場、ブランコ、スベリ台、鉄棒、シーソー、水呑場、ジャングルジム、多目的便所

ウ 公園には、周辺環境との調和を図る樹木を主体とした緑地を確保するものとし、配置、樹種等については公園管理者と別途協議すること。

(5) その他

その他、この基準に定めのないものについては、都市公園事業設計要領(北海道建設部まちづくり局都市環境課公園緑地グループ監修)、北海道建設部土木工事共通仕様書、江別市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に準拠するものとし、詳細については公園管理者と協議すること。

第5 河川及び排水路

1 河川

開発事業の施行に伴って必要となる河川の整備については、河川管理者の指導及び許可を受け、開発区域の内外にわたり、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、ここでいう河川とは河川法を準用する準用河川及び河川法の適用されない普通河川をいう。

- (1) 開発区域の周辺及び下流流域に溢水等の被害の生じるおそれがある場合には、あらかじめ河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持が行われるよう措置されていること。
- (2) 河川工事は、計画降雨量に対して溢水等の被害の生じるおそれがないと河川管理者が認める地点まで行うように措置されていること。
- (3) 計画降雨量については、河川管理者とあらかじめ協議して決定されていること。
- (4) 河川の構造については、河川管理者が指示する河川構造令及び江別市普通河川技術基準により措置されていること。
また、これにより難しい場合は、河川管理者の指示によること。
- (5) 河川工事に必要な用地は、計画降雨量により定まる計画河道、築堤用地、管理用地等の全面積を確保するよう措置されていること。
- (6) 河川工事は、原則として河川改修工事とするが、雨水調整池を設ける場合には、河川管理者の指示する技術基準、次号及びその他の指示による。
- (7) 調整池の設計に当たっては、下記によること。
 - ア 千歳川流域においては、降雨確率年 $N=1/50$ の降雨とする。また、浸水被害の軽減策を積極的に図る必要から、当該流域にあつては、平成8年5月に流域4市2町による「千歳川流域治水対策協議会」において合意した、千歳川流域治水対策整備計画書の低地浸水地域に対し、極力、建築物の耐水化を奨励するほか、盛土の抑制を行うこと。
 - イ 千歳川流域以外においては、降雨確率年 $N=1/30$ の降雨とする。
 - ウ 管理用道路の路盤構成は、図3-2の大型車輛歩道部とし、舗装幅員は3m、路肩は0.5mで、総幅員4mとする。
 - エ 安全柵については、河川管理者の指示による。
 - オ 法面は、原則1:2以下の勾配による。ただし、河川管理者が認めた場合はこの限りではない。
 - カ 調整池は、市に引継ぎすることを原則とするが、やむを得ない理由により、個人等が管理する場合は、市と管理に関する協定を締結し、適正な維持管理に努めること。
 - キ 上記以外については、河川管理者の指示による。

2 排水路

開発事業の施行に伴って必要となる河川以外の排水路(公共下水道に接続しない排水施設を含む。)の整備は、管理者又は関係権利者と十分協議し、開発区域の内外にわたり防災上必要な措置を講ずること。

第6 下水道

1 設計基準

(1) 計画下水量

計画下水量の算定については、基本計画により各処理区分ごとに定められているha当り汚水量原単位(時間最大)を用いて求める。

原単位の決定に関しては、下水道施設管理者と協議すること。

(2) 雨水流出量の算定

雨水流出量の算定については、合理式を用いて計算する。

$$Q = (1/360) \times \{3329 / (t + 33)\} \times C \times A$$

Q: 雨水流出量(m³/秒)、t: 降雨流達時間(分)、

C: 流出係数、 A: 排水面積(ha)

ただし、初期流入時間は5分とする。

流出係数及び許容流出量については、開発用途区域によって異なるため、下水道施設管理者と協議して決定すること。

(3) 流量の計算

管渠流量、流速の計算についてはクッターの式を用いること。

クッターの式 $Q = A \cdot V$

$$V = (N \cdot R) / (\sqrt{R} + D)$$

ここに

$$N = (23 + 1/n + 0.00155/I) \cdot \sqrt{I}$$

$$D = (23 + 0.00155/I) \cdot n$$

n: 粗度係数 遠心力鉄筋コンクリート管は 0.013 塩化ビニール管は 0.010

I: こう配

A: 流水の断面積 (m²)

V: 流速 (m/秒)

Q: 流量 (m³/秒)

R: 径深 (m) = A/P

P: 流水の潤辺長(m)

汚水管の決定には、小管径(700mm未満)では100%、中管径(700～1,650mm未満)では50%、大管径(1,650mm以上)では25%の余裕を見込むこととする。

(4) 流速及び勾配

ア 流速は、一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従いしだいに小さくなるようにし、次の各項を考慮して計算するものとする。

イ 流速は、汚水管渠は、計画下水量に対し最小0.6m/秒、最大3.0m/秒とし、雨水管渠及び合流管渠は0.8m/秒、最大3.0m/秒とする。

(5) 管渠の種類

ア 下水道本管は、雨水管及び合流管については、遠心力鉄筋コンクリート管(JIS A5303、JIS A5332)を原則とし、汚水管については、遠心力鉄筋コンクリート管又は塩化ビニール管(JSWAS K-1規格)を原則とすること。

イ 樹への取付管は、塩化ビニール管(JSWAS K-1規格)を基本とする。

(6) 最小管径

最小管径は、汚水管にあつては200mm、雨水管・合流管にあつては250mmとする。なお、公共汚水樹・雨水樹の取付管最小管径は150mmとする。

(7) 管渠埋設位置

管渠の埋設位置は原則として、汚水管は道路中心より西南方向、雨水管は東北方向とし、8m道路の場合、道路センターからそれぞれ左右1.35mの車両走行に支障しない位置に人孔蓋の中心を設置すること。また、8m道路以外や中間で人孔サイズが変わる場合は下水道施設管理者と別途協議のこと。

(8) 最小土被り

管渠の最小土被りは原則として、1.2m以上とする。

ただし、公共汚水柵・雨水柵の取付管最小土被りは、1.0m以上とし、取付管の管底は本管の中心線より上方になるものとし、取付管の最小勾配は10%とする。

(9) 管渠の外圧に対する計算

管渠は外圧に十分耐え得る製品を使用し、外圧の計算はマーストン公式を用いるものとする。

(10) 管渠の接合

管渠の管径が変化する場合、又は管渠の合流する場合の接合方法は、原則として水面接合又は管頂接合とする。

ただし、当市の場合、平坦地という事情もあり、管勾配との関係で流末管底高が制約される場合は、下水道施設管理者と協議すること。

(11) 管の継手

管の継手は、水密性及び耐久性のあるものとする。なお、詳細については、江別市下水道標準図を参照すること。

(12) 基礎工

管渠基礎は、土質調査データ等により選定を行うこととする。

基礎材は、塩化ビニール管の場合に砂基礎、コンクリート管の場合には砂利基礎を基本とするが、土質が軟弱な場合には土の置き換え、若しくは梯子胴木、杭打ち基礎を施し、必要に応じてコンクリート基礎、又は鉄筋コンクリート基礎を設けなければならない。

ア 埋戻し土の選定

埋戻し土は、良質土を用いること。特に管上30cmは管体に影響を与えないよう良好な材料を使用すること。

イ 土質調査の内容

(ア) 調査箇所数は、最低3箇所以上を選定し、調査する。

(イ) 調査深さは、5mから10m程度とする。

(ウ) 地盤構成状況が判読できる内容とする。

対象番号	地属名	層厚(m)	色調	N値の範囲	平均値	備考

注:ただし、隣接地区での土質調査資料により、状況を把握できる場合は、地質想定断面図を作成し、それを代用することができる。

(13) マンホール

ア 配置は、管渠の方向、勾配、管径の変化する箇所、段差の生じる箇所及び管渠の合流、会合する箇所に設ける。詳細は、下水道設計指針及び江別市下水道標準図による。

イ マンホール内の落差工について

落差工等については、下水道施設管理者と協議すること。

ウ マンホール内には、断熱蓋を設置すること。

(14) 公共汚水柵・雨水柵及び取付管

公共汚水柵・雨水柵及び取付管は、江別市下水道標準図、開発行為等設計施工要綱を参照すること。

(15) 埋設物との離隔

下水道管、公共枵取付管、水道管、ガス管等の地下埋設物と並行又は交差する場合は、原則として30cm以上の離隔をとること。

(16) 発生雨水量の抑制

敷地面積が0.1ha以上の宅地等の開発については、別に定める「開発行為等に伴う下水道協議について」に適合するよう、必要に応じて発生雨水量を抑制する排水施設等を設けること。

第7 消防水利

1 設置基準

(1) 消防水利施設の位置については、消防と協議すること。

(2) 消防水利施設を5基以上設置する場合は、5基の内1基は防火水槽を設置すること。

(3) 消火栓は、原則として多雪型の差込式地上打倒安全装置付のものとし、強制多排水装置を設けたものとする。

(4) 消火栓は、地盤面よりフランジ面を100mm以上200mm以内に設置すること。

(5) 防火水槽は、貯水量が40m³以上のもので、防火水槽基準に基づき設置するものとし、消防自動車4m以内に接近できる位置でなければならない。

(6) 防火水槽には、円型のマンホールを設け、その直径は600mm以上のものであり、防水処理はマンホール先端まで行き、蓋は消防本部が指定したものとする。

(7) 開発行為区域の4階以上の建築物には、進入路及び活動空地を確保しなければならない。

(8) 消防水利施設には、水利標識を設置すること。

(9) 消防水利施設のうち、私有地に設置されたものなど、市に引継ぎされないものについては、次のとおり取り扱うこと。

ア 維持管理は設置者等が適切に実施すること。

イ 他所で発生した災害等のために市が使用することを設置者等が承諾すること。

(10) その他詳細については、消防と協議すること。

第8 水道

開発事業の施行に伴い設置する水道施設の内容及び施工方法等は、本市水道部の定める開発行為等に伴う給水装置工事設計施工技術基準による。

第9 防犯灯

1 設置基準

(1) 開発区域内の道路に設置する防犯灯は、事前に地元自治会と協議し、LED照明(高圧水銀灯80W相当以上)を設置すること。ただし、車両交通量及び道路状況等に応じて他の種類を設置することができる。

(2) 防犯灯の位置は、街路灯の位置及び建柱位置を踏まえ、事前に地元自治会と協議し、概ね50m間隔に設置すること。

(3) 開発区域の住民が既存自治会に加入せずに独自に自治会を設立しようとする場合は、新しい自治会が設立されるまでの間、開発事業者が防犯灯の維持管理を行うものとする。

図2-1 擁壁構造の例(練積み造擁壁)

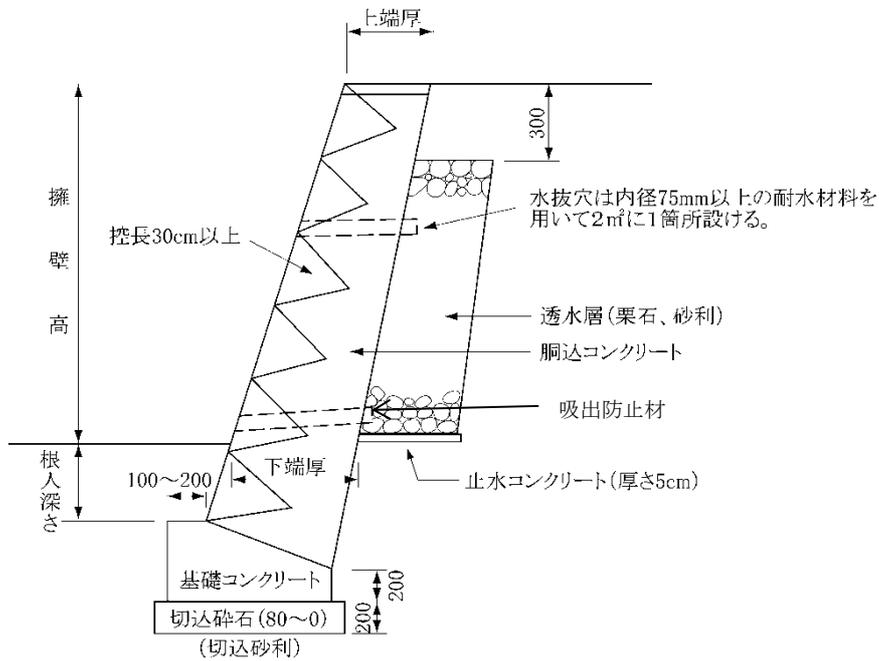
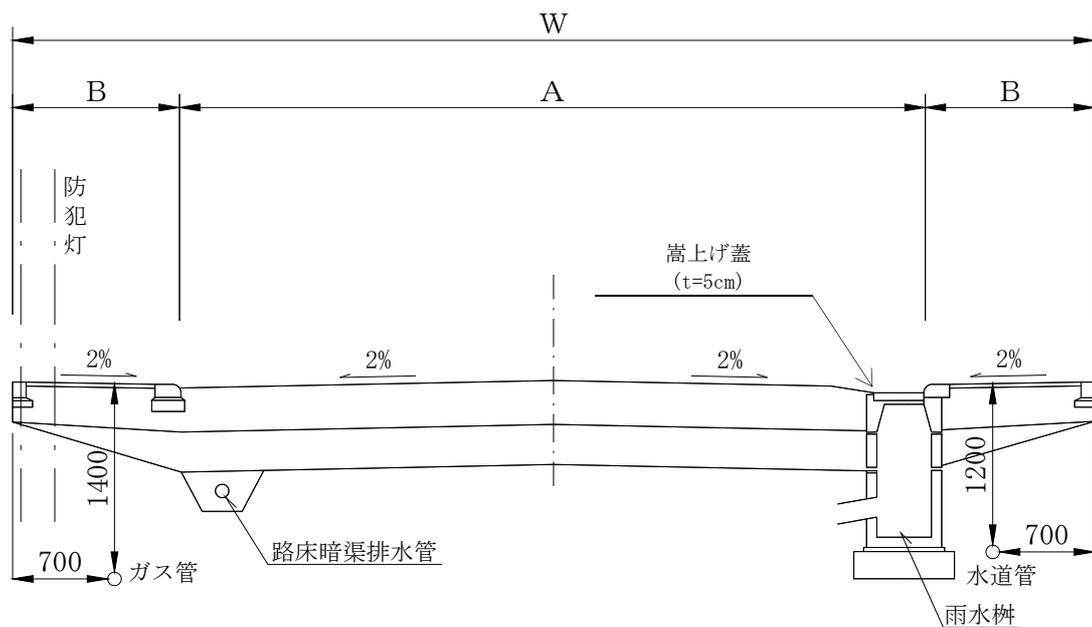


図3-1 道路の幅員構成

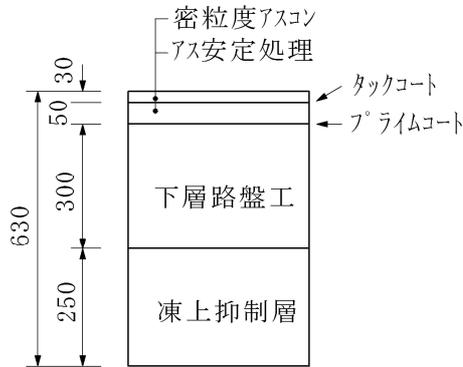


注意 1. 路床暗渠排水管底高は、雨水導入管底高より高くすること。

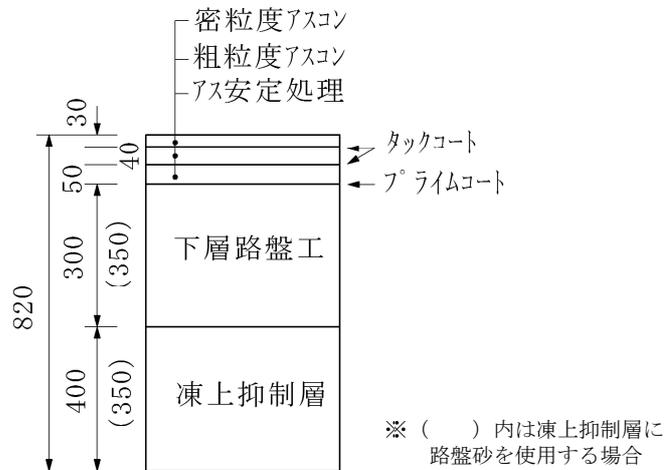
図 3-2 舗装の標準断面

<車道部>

・ 幅員 12m 未満



・ 幅員 12m 以上



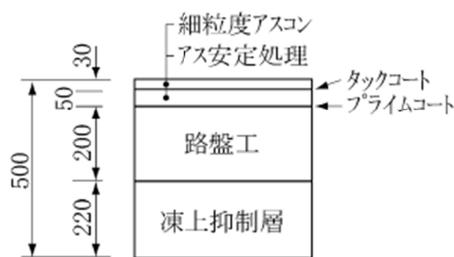
※ () 内は凍上抑制層に路盤砂を使用する場合

<歩道部>

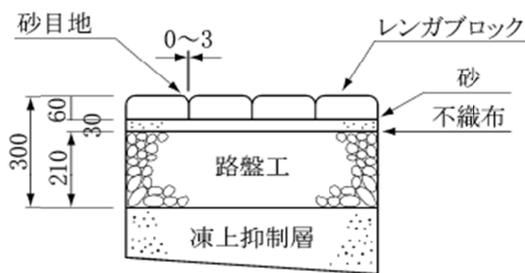
● 一般歩道部、自転車道



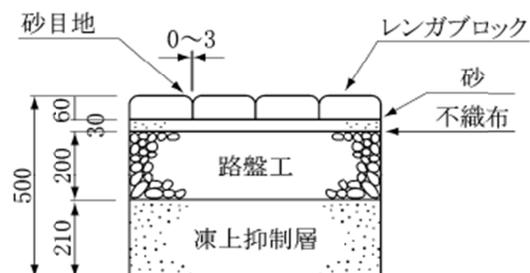
● 大型車輛歩道部



● レンガブロック舗装(歩道)



● レンガブロック舗装(大型車輛歩道部)



1. レンガブロックは(焼過・還元・普通)レンガ(面取り仕上げ)とする。
2. 不織布は引張強度10*10kg/5cm以上級とし、布設の際の重ね合せは10cm以上とする。

- 注意
1. 工事の施工・使用材料については「北海道建設部土木工事共通仕様書」に準拠すること。
 2. 舗装合材については、再生合材の使用も可とする。
 3. 下層路盤の材料は碎石、砂利又はコンクリート再生骨材(40~0mm級)。
 4. 凍上抑制層の材料は砂、碎石、砂利又はコンクリート再生骨材(砂を除き80~0mm級及び40~0mm級)。
 5. 開発Ⅱ型A雨水枳などの蓋を設置する場合は、将来の道路沈下対策として嵩上げ蓋を設けること。

図3-3 交差点部の縦断勾配

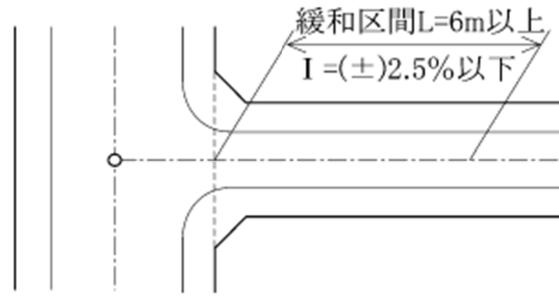


図3-4 幅員8m道路 屈曲部の道路雨水樹位置

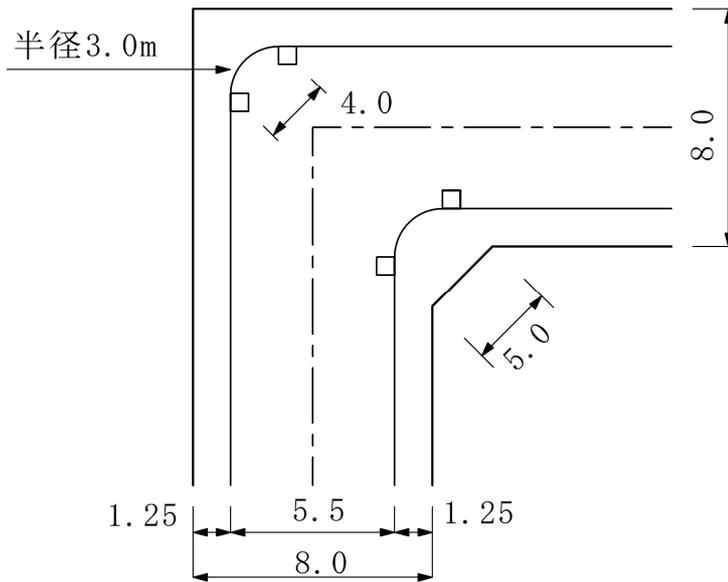
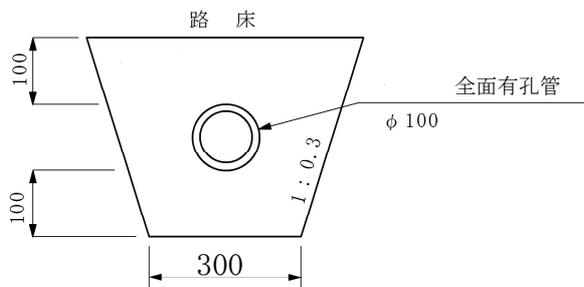


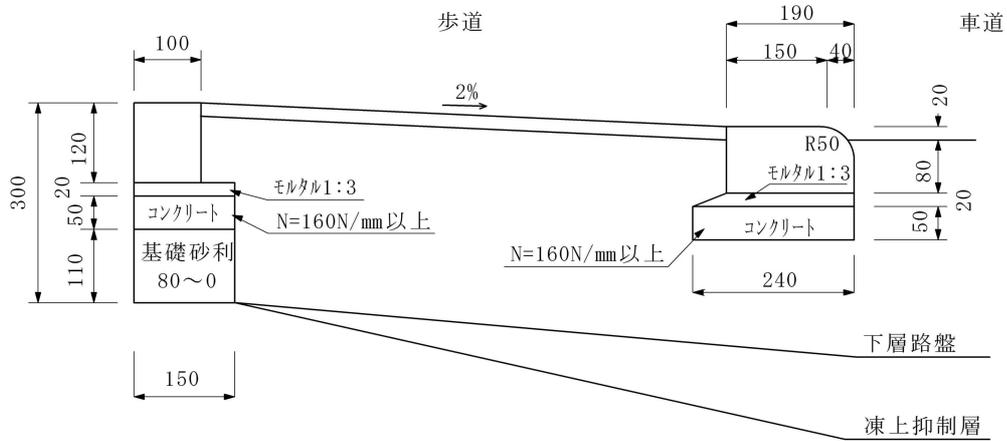
図3-5 路床排水施設 構造



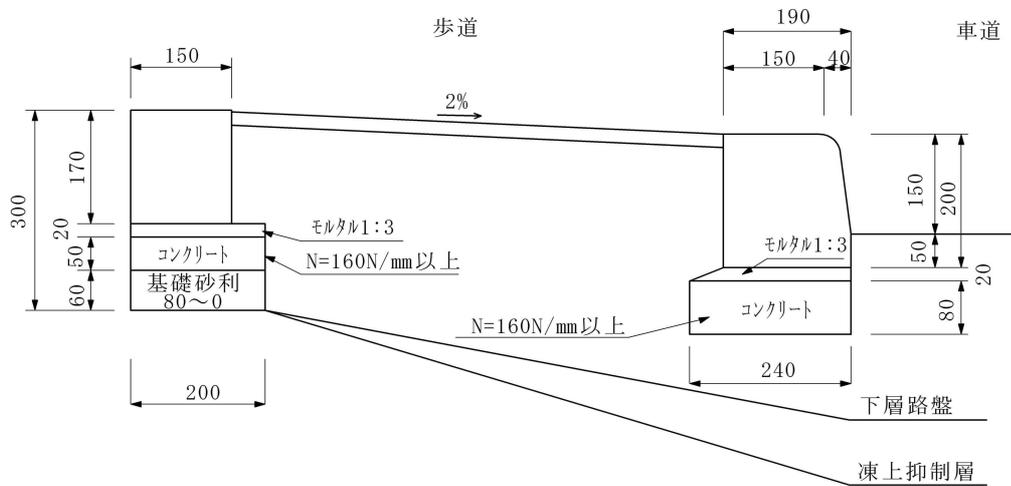
全面有孔管を標準とし、フィルター材はコンクリート再生骨材80-0を標準とする。

図3-6 縁石の標準断面

<幅員12m未満>



<幅員12m以上>



※ 幅員12m以上の場合、交差点内の縁石は特殊変型タイプを使用する。

注意 大型車両が出入りする歩道部の縁石や舗装止縁石の基礎コンクリート厚等については、道路管理者と別途協議するものとする。

図3-7 植樹帯 詳細

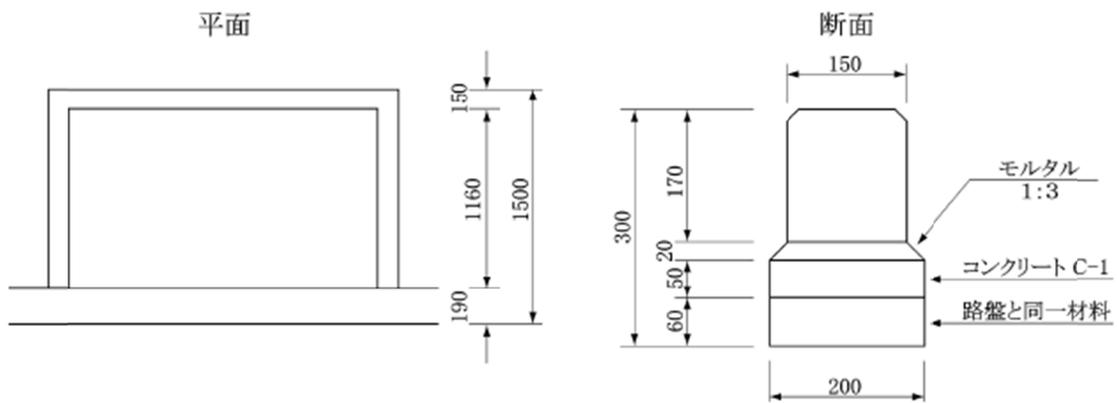
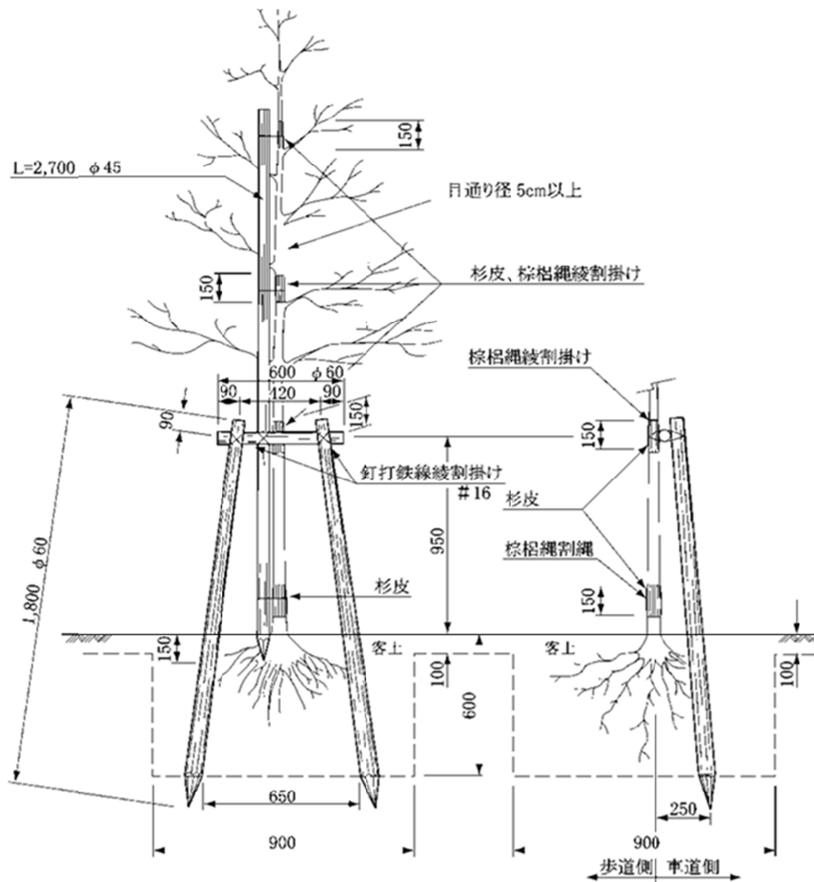


図3-8 街路樹



- 注意 1. 街路樹の植栽は上記を標準とする。その他は江別市道路標準図を参照のこと。
 2. 土壌改良材は客土1㎡当たり20kg以上とする。